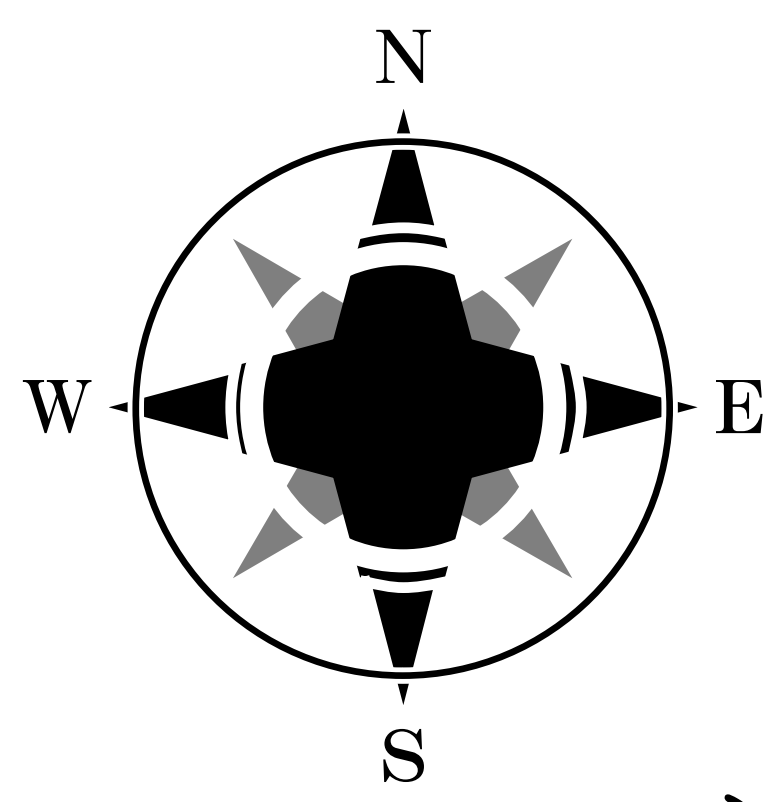
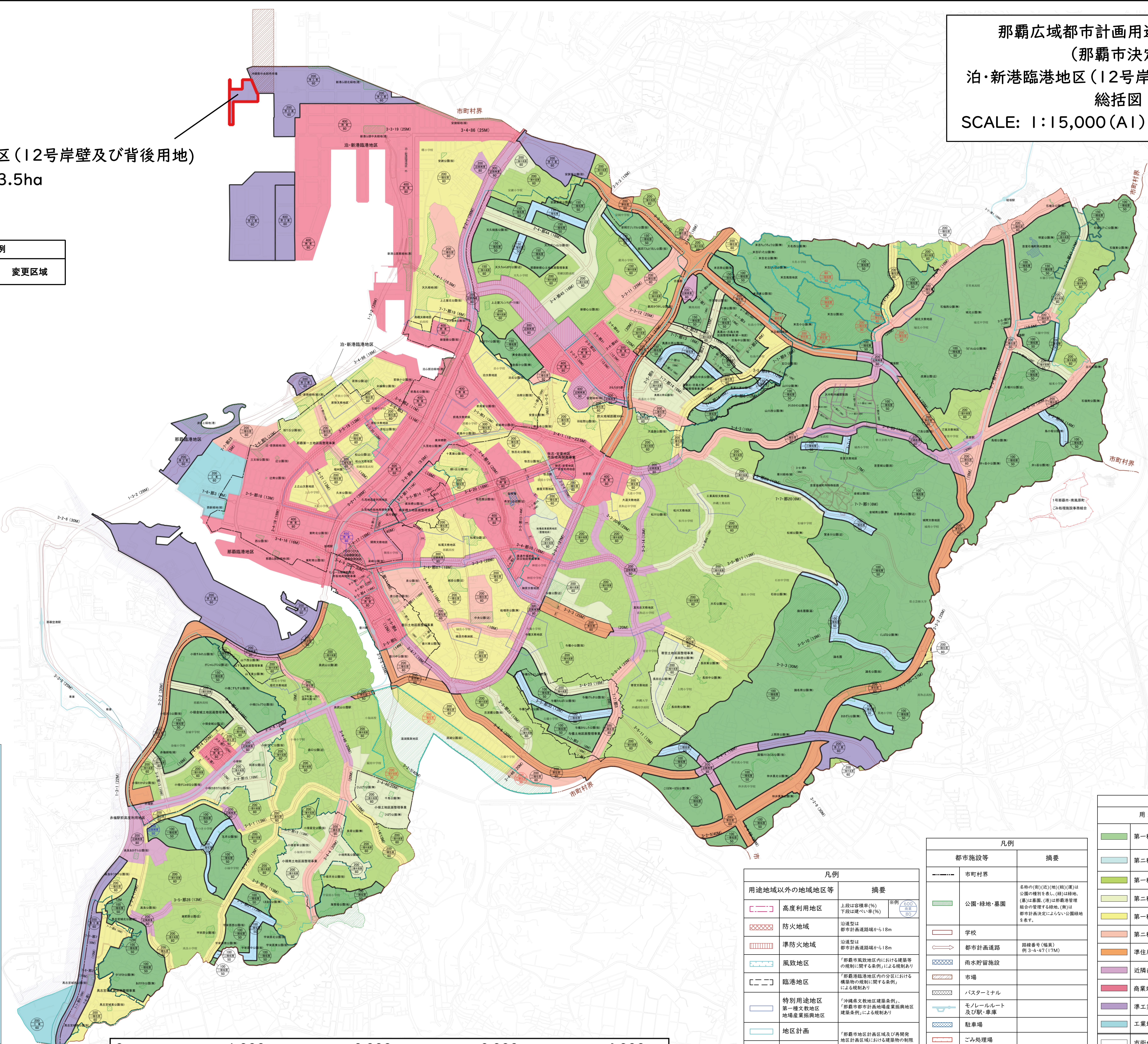




那覇広域都市計画用途地域の変更
(那覇市決定)
泊・新港臨港地区(12号岸壁及び背後用地)
総括図
SCALE: 1:15,000(A1)、1:30,000(A3)

泊・新港臨港地区(12号岸壁及び背後用地)
3.5ha

凡 例	
	変更区域



凡例	
用途地域以外の地域地区等	摘要
	高度利用地区 土地区画整理(%) ※例 600 80
	防火地域 都市計画道路端から18m
	準防火地域 都市計画道路端から18m
	風致地区 「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
	臨港地区 「那覇港臨港地区内における建築物の規制に関する条例」による規制あり
	特別用途地区 「沖縄県文教地区建築条例」 「那覇市都市計画地産産振興地区建築条例」による規制あり
	地区計画 「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
	都市景観形成地域 「那覇市都市景観条例」による規制あり

凡例	
都市施設等	摘要
	市町村界
	公園・緑地・墓園 名称の(用)(地)(地)(地)は、公園の種別を表し、(緑)は緑地、(墓)は墓園、(地)は那覇港管理組合の管理する緑地、(用)は都市計画決定によらない公園緑地を表す。
	学校
	都市計画道路 路線番号(幅員) 例 3-4-47(17M)
	雨水貯留施設
	市場
	バスターミナル
	モノレールルート及び駅・乗降場
	駐車場
	ごみ処理場
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業

凡 例	
用 途 地 域	摘 要
	第一種低層住居専用地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 80 100 150 80 二種低層 一層住居 二層住居 二層低層
	第二種低層住居専用地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 100 150 200 100 二種低層 一層住居 二層住居 二層低層
	第一種中高層住居専用地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 150 200 250 150 二種中高層 一層中高層 二層中高層 二層中高層
	第二種中高層住居専用地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種中高層 一層中高層 二層中高層 二層中高層
	第一種住居地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種住居 一層住居 二層住居 二層住居
	第二種住居地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種住居 一層住居 二層住居 二層住居
	準住居地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種住居 一層住居 二層住居 二層住居
	近隣商業地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種商業 一層商業 二層商業 二層商業
	商業地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 300 400 500 300 二種商業 一層商業 二層商業 二層商業
	準工業地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種工業 一層工業 二層工業 二層工業
	工業地域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種工業 一層工業 二層工業 二層工業
	市街化調整区域 市街1500m区域はすべて高さ12m 市街1500m以外は高さ1000m以下で高さ12m ※例 200 250 300 200 二種調整 一層調整 二層調整 二層調整

注1) 道路沿いの用途地域について、距離が明示されていない箇所は、計画道路若しくは現況道路から25m、又は道路幅員が規定される。

注2) 市街化調整区域及び準工業地域については、「風致地区」における制限とする。

注3) 建築基準法第54条に規定する外壁の後退距離の限度は定めなし。